

岐阜県警察訓令第 11 号

各所属長

岐阜県警察職員の懲戒の取扱いに関する訓令を次のように定める。

平成 27 年 7 月 1 日

岐阜県警察本部長 岡 真臣

岐阜県警察職員の懲戒の取扱いに関する訓令

岐阜県警察職員の懲戒の取扱いに関する訓令（平成 25 年岐阜県警察訓令第 3 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この訓令は、岐阜県警察職員の懲戒の取扱いに関し、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）並びに地方警務官の懲戒の取扱いに関する規程（昭和 29 年国家公安委員会規程第 2 号）、職員の懲戒の取扱いに関する条例（昭和 26 年岐阜県条例第 24 号）及び職員の懲戒の取扱いに関する条例の施行に関する規則（昭和 29 年岐阜県人事委員会規則第 5 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この訓令において「職員」とは、岐阜県警察に所属する警察職員をいう。

2 この訓令において「監督者」とは、職員を監督する地位にある巡査部長以上の警察官及び警察官以外の職員（以下「一般職員」という。）であつて巡査部長以上に相当する者をいう。

3 この訓令において「所属長」とは、当該職員を監督する地位にある者のうち、岐阜県警察本部（以下「本部」という。）の部長、総務室長、課長、隊長、所長及び警察学校長並びに警察署長をいう。

（規律違反）

第 3 条 職員が、国家公務員法第 82 条第 1 項各号又は地方公務員法第 29 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合には、これを規律違反とする。

（規律違反の申立て）

第 4 条 職員に規律違反があると認める者は、証拠を添えて、書面により、岐阜県警察本部長（以下「本部長」という。）に申し立てることができる。

（職員の責務）

第 5 条 職員に規律違反があると認める者（次条に規定する監督者及び第 7 条に規定する所属長を除く。）は、速やかにその旨を自らが属する所属の所属長に報告するよう努めなければならない。ただし、自らが属する所属の所属長に報告することが出来ないやむを得ない理由がある場合には、警務部監察課（以下「監察課」という。）の事務担当者（以下「監察事務の担当者」という。）に通報することができることとする。

（監督者の責務）

第 6 条 監督する職員に規律違反があると認める監督者（所属長を除く。）は、直ちにその旨を自らが属する所属の所属長に報告しなければならない。

（所属長の責務）

第 7 条 所属の職員に規律違反があると認める所属長は、直ちにその旨を監察事務の担当者に報告しなければならない。

（監察事務の担当者の責務）

第 8 条 監察事務の担当者が、職員に規律違反があると認めた場合、直ちに事実を調査し、懲戒手続に付する必要があると認めた場合には、申立書（様式第 1 号）、身上調査書（様式第 2 号）及び事実調査の対象となった者の始末書を添えて、本部長に申し立てなければならない。ただし、本人が始末書の提出を拒んだときは、事実調査書を添えて申し立てるものとする。

2 職員は、前項の規定による調査に協力しなければならない。

（懲戒審査委員会）

第 9 条 職員の規律違反の事案を審査するため、本部に懲戒審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の組織)

第10条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、本部長とし、委員は、本部の部長、総務室長及び警察学校長をもって充てる。

3 委員長に事故があるときは、委員長の命ずる委員が委員長を代理する。

(委員会の書記)

第11条 委員会に若干名の書記を置く。

2 書記は、監察課に勤務する課長補佐以上の職員をもって充てる。

3 書記は、委員長の命を受けて、庶務に従事する。

(委員会の事務)

第12条 委員会の事務は、監察課において行うものとする。

(審査の要求)

第13条 本部長は、第4条又は第8条の規定による申立てを受けた場合において、その規律違反に対し懲戒処分を必要と認める場合は、懲戒審査要求書(様式第3号)に証拠を添えて、直ちに委員会に当該事案の審査を要求する。

2 委員長は、申し立てられた職員(以下「被申立者」という。)に、審査の要求があった旨を懲戒審査通知書(様式第4号)により通知しなければならない。ただし、被申立者が所在不明の場合、懲戒審査通知書の受領を拒否した場合その他やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

3 前項の通知を受けた被申立者は、直ちに受領書(様式第5号)を作成するものとする。

(弁明の機会の付与)

第14条 監察事務の担当者は、被申立者に対し懲戒審査通知書を交付する際、被申立者に弁明の機会を付与し、当該被申立者は、弁明書(様式第6号)に弁明を自署し押印するものとする。ただし、被申立者が所在不明の場合、弁明書の受領を拒否した場合その他やむを得ない事由があり、被申立者に弁明の機会が付与できない場合は、この限りでない。

2 被申立者に前項の規定による弁明の機会を付与した後1週間以内に弁明書の提出がない場合は、弁明の意思がないものとみなすことができる。

(勤務に関する指示等)

第15条 本部長は、委員会に対し懲戒審査要求を行った場合において、必要があると認めるときは、申立ての調査及び審査の間、被申立者の勤務に関し所要の指示をし、又は被申立者の保管する貸与品及び使用期間の満了しない支給品を仮に返納させることができる。

2 本部長は、前項の措置を講じた場合において、その必要がなくなつたと認めるときは、所属長に対し、直ちに勤務に関する所要の指示の解除を命じ、支給品及び貸与品を交付するよう命ずるものとする。

(委員会の審査)

第16条 本部長から懲戒審査要求があった場合は、速やかに委員会において審査を行うものとする。

2 委員会の審査は、書面審査によるものとする。ただし、委員長が必要と認めた場合は、被申立者その他関係者の出席を求めて、口頭審査によることができる。

3 委員会の審査は、委員長及び委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(除斥)

第17条 委員長及び委員は、自己又はその親族に関する事件の審査に参加することができない。

(口頭審査の手続)

第18条 委員長は、口頭審査を行う場合、被申立者に対し、速やかに委員会における審査の期日及び場所を口頭審査通知書(様式第7号)により通知しなければならない。

2 口頭審査は、被申立者が出席した上で行うものとする。ただし、被申立者が相当の理由がなく出席しないとき、又は再度の呼出しにも応じないときは、この限りでない。

3 委員長は、規律違反を申し立てた者及び被申立者に証人出頭及び証拠の提出を要求することができる。

(委員会の勧告)

第19条 委員会は、懲戒処分の要否、種別、程度その他必要と認める事項を決定し、勧告書(様式第8号)

により本部長に勧告するものとする。

(懲戒処分)

第20条 懲戒処分は、当該職員に対し、懲戒処分書（様式第9号）及び処分説明書（様式第10号）を交付して行うものとする。

2 前項の懲戒処分書の交付に際し、これを受けるべき者の所在を知ることができない場合において、懲戒処分書等の交付は、当該懲戒処分の内容を岐阜県警察公告（様式第11号）により岐阜県公報に掲載することをもってこれに替えることができるものとし、公示の日の翌日から起算して2週間を経過したときに当該文書の交付があったものとする。

3 停職の処分を受けた者の支給品及び貸与品の取扱いについては、第15条の規定を準用する。

(訓戒等)

第21条 本部長は、被申立者の規律違反が軽微なものであって、これに対し懲戒処分を要しないと認めるときは、様式第12号の文書を交付して訓戒又は口頭により注意を行うことができる。

(地方警務官の特例)

第22条 本部長は、地方警務官に訓戒等を行う場合は、国家公安委員会の承認を得なければならない。

附 則

この訓令は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日岐阜県警察訓令第11号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

※別記様式省略